

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

少額訴訟ってなあに？

Q：今年から始まった「少額訴訟」という制度について教えてください。

A：少額訴訟制度は、比較的少額のお金の支払いをめぐるトラブルについて、当事者にとってなるべく少ない負担で簡易迅速に解決することを目的とした簡易裁判所の手続きです。

【解説】

少額訴訟制度は、今年から始まった制度です。何度も裁判所に足を運ぶことなく、原則として、1回の期日で審理を終え、その日のうちに判決を言い渡すこととされています。この制度には次の3つの特色があります。

(1) 手続き選択の自由

通常訴訟と少額訴訟のどちらを選択するかは自由です。

(2) 金銭債権を対象

30万円以下のお金の支払いを求める場合に限られます。

(3) 利用回数の制限

利用回数は1年10回に限られます。

また、少額訴訟を起こすときには、裁判所に手数料や書類を送るための郵便切手を納める必要があります。この手数料の額は請求の額によって決まり、例えば20万円の請求なら2千円です。これらの費用は、最終的には、原則として、裁判に負けた側が負担することになります。

